「倉敷市地域防災計画(修正案)」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市地域防災計画(修正案)」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱(平成21年12月8日告示第683号)」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

- 1 意見等の件数 1人 1件
- 御意見の要旨と市の考え方 次ページのとおりです。
- 3 今後の予定倉敷市地域防災計画(修正案)を倉敷市防災会議に上程し、承認を得た後、公表します。
- 4 参考

意見募集期間 平成27年12月1日(火)~12月31日(木)

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 総務局 防災危機管理室

詳細な計画が立てられていることに 驚き、また、少し安心もしましたが、 問題はいかにこれらのことを実際に準 備し、実行するか、実施できるかで す。

より細かい地域別、事業所別、さまざまな住民主体別(たとえばマンション住民)などの具体的な計画・準備・ 実施方針などが必要で、それらを行政 と各主体が共同して実効性のあるもの を作る必要があります。

また、非常に広大な液状化危険地域についての分析や対策が貧弱です。

専門家を交えた検討、対策が必要です。

また、これまでの災害についての資料、データーの収集と分析からの教訓や対策を考慮し、専門家を交えて地域別の計画を立てる必要があります。

一番重要なことは、災害が起きる前にどれだけ準備し、すぐ行動できるような対策を立てられるか、その事前の計画・訓練と繰り返しの必要性です。 計画のみでなく、準備と予防。予測が重要です。そこに重点を置く視点が必要です。

これらの点が不十分です。

市民が実際に実行できるようにいか に広報し、訓練するか考えなくてはな りません。 貴重なご意見ありがとうございます。

「市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として倉敷市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。」とも倉敷市地域防災計画で提案させていただいています。

いただいたご意見は、今後、防災力の向 上を検討する際の参考とさせていただきま す。

パブリックコメント要約版

1 案件名

「倉敷市地域防災計画(修正案)」のパブリックコメント

2 募集期間

平成27年12月1日(火)~平成27年12月31日(木)

3 趣旨

倉敷市では、災害対策基本法に基づき、災害予防、災害応急対策、災害復旧を実施すること により、住民の生命、身体及び財産をすべての災害から保護することを目的として、倉敷市防災 会議において昭和37年に倉敷市地域防災計画の初版を策定しています。

今回、災害対策基本法の改正(平成26年11月)、国の防災基本計画の改正(平成27年7月)、 県の災害救助法施行細則の改正(平成27年6月)、県の地域防災計画の修正(案)等を踏まえ、 地域の防災対策を一層推進するため、倉敷市地域防災計画の修正を行いました。

倉敷市地域防災計画の修正案を作成しましたので、これを公表し、市民の皆さまからのご意見等をお伺いするパブリックコメント(意見募集)を実施します。

4 資料閲覧場所

本庁防災危機管理室、情報公開室、児島・玉島・水島の各支所総務課、真備支所市民課庶務係、庄・茶屋町・船穂の各支所、市ホームページ

5 提出方法

担当課に、直接持参、郵送、FAX、電子メール等で提出ください。 (直接持参の場合は、土・日・祝日・12月29日~12月31日を除く 8時30分~17時15分) 件名、氏名、住所(団体の場合は名称及び所在地)及び連絡先を必ず明記してください。

6 問合せ先

本庁防災危機管理室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL 426-3131 FAX 421-2500 Eメール dapvt@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市地域防災計画の修正概要

1 計画修正の考え方

災害対策基本法の改正(平成26年11月)、国の防災基本計画の改正(平成27年7月)、県の災害救助法施行細則の改正(平成27年6月)、県の地域防災計画の修正(案)等を踏まえ、地域の防災対策を一層推進するため、倉敷市地域防災計画の修正を行いました。

2 主な修正内容

- (1) 土砂災害への対策の強化
 - ア 土砂災害警戒情報の活用 (P88)

土砂災害警戒情報、これを補足する情報(メッシュ情報)等を活用した避難勧告の発 令範囲の設定等

イ 避難準備情報の活用 (P89)

避難準備情報の発令による自主的な避難の促進等

- ウ 適時適切な避難行動等 (P33, P43) 災害に適した指定緊急避難場所へ避難すべきことを周知等
- エ 土砂災害対策を詳細に記載 (P42, P43)
- (2) 複合災害への対策の強化 (P113)
 - ア 複数の災害対策本部の情報収集の一元化 複数の災害対策本部を統合し、情報収集の一元化
 - イ 複数の災害対策本部の意思決定の一元化 複数の災害対策本部を統合し、意思決定の一元化
 - ウ 複数の災害対策本部の指示・調整の一元化 複数の災害対策本部を統合し、避難等のための輸送等の調整や通常の被災者支援を 一元的に実施
- (3) 放置車両対策 (P117, P216, P248, P251, P252)
 - ア 公安委員会による道路管理者に対する移動要請と道路管理者による放置車両の移動について県の地域防災計画に合わせるように修正
- (4) 防災知識の普及
 - ア 市民の食料,飲料水等の備蓄量について「3日分以上」から国の推奨する「最低3日間,推奨1週間分」に改正 (P22, P96, P202, P210, P265, P267)
- (5) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善
 - ア実動組織間の調整

警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置(P95)

現地対策本部と地方公共団体の災害対策本部間の合同会議による情報共有等(P133)

イーその他

応援部隊の投入のための道路交通規制等に関する総合調整の実施

(6) その他

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所について詳細に記載 (P33)
- イ 風水害等対策にも帰宅困難者対策を追記 (P39)
- ウ 情報伝達に災害情報共有システム (Lアラート) を追加 (P57, P75, P243)
- エ 県の「災害救助法施行細則」の改正により災害救助法による救助の程度,方法及び期間並びに実費弁償を改正 (P77~P82)
- オ 国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の一部改正(平成27年8月)により改正(P86~P89, P163)
- カ 風水害対策に復興を追加 (P147~P149)
- キ 災害援護資金の貸付け及び災害見舞金について支援内容の詳細化 (P152, P153)
- ク 崖地, 液状化対策等を追加 (P227)